

地域づくり委員会開催要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、地域の特性を生かした住民の主体的な活動の活性化を目指すとともに、地域自治センター職員が地域を担当することを通じて、住民が行政を身近に感じ、共に知恵を出しながら地域を創造していき、安心・快適なまちづくりの実現を目的とする地域づくり委員会の開催について、必要な事項を定めるものとする。

(開催時期)

第2 地域づくり委員会は、要望事項について担当課が現地調査を行い、次年度の事業計画、予算編成に関する関係機関との協議を行うことができる時期までに開催するものとする。

(内容)

第3 委員会は、将来の地域のあり方を展望しながら地域の抱える懸案事項について検討し、その解決に向けての協議を行うものとする。

2 委員会は、行政からの情報提供を行うものとする。

(委員会の構成)

第4 委員会は、次に掲げる者を主な委員とするほか、各自治会の事情に合わせた委員構成で開催するものとする。なお、委員長は継続性を考慮し、自治会で選出する。

- (1) 自治会長
- (2) 前年の自治会長
- (3) 会長代理
- (4) 会計
- (5) 振興組合長
- (6) 分館長
- (7) 消防代表
- (8) 長寿会代表
- (9) P T A代表
- (10) 真田地域自治センターの地域担当職員
- (11) 自治会内の住民で委員会への参加を希望する者のうち、委員長が認める者
- (12) その他に委員長が必要と認める者

(委員長の職務)

第5 委員長は、次の職務を行うものとする。

- (1) 委員の招集、委員会の会議進行に関する事
- (2) 地域担当職員との連絡・調整に関する事
- (3) 提出書類の作成と提出に関する事
- (4) 市からの地域づくり委員会での協議内容の周知に関する事

(地域担当職員の選任とその職務)

第6 地域担当職員は、真田地域自治センター長が真田地域自治センターの課長職以下の職員から選任する。

2 地域担当職員は、年間を通じ次の職務を行うものとする。

- (1) 委員長及び自治会長との連絡・調整に関する事
- (2) 担当地域の実態を把握し、協議内容に対する適切な助言と指導及び必要に応じた事務補助に関する事
- (3) 行政からの情報提供に関する事
- (4) 地域住民の行政に対する意見・要望等についての補助的役割に関する事

(広域的な地域課題への対応)

第7 単位自治会のみならず広範囲におよぶ課題の検討や、単位自治会では解決に至らない問題に対する協議等、広域的に取り組む必要がある場合においては地区自治連の単位で地域の各種団体を交えた広域的な地域づくり委員会を開催することができるものとする。

(要望事項)

第8 委員長は、地域づくり委員会の開催までに自治会内で懸案事項を協議し、現地の確認等を行い自治会としての要望事項を整理のうえ、次の書類を作成し真田地域自治センター長に1部提出するものとする。

(1) 地域づくり事業調書

(2) 地域づくり要望書

(3) 位置図

2 前項に規定する書類の提出期限は、真田地域自治センター長が別に定めるものとする。

3 委員長から提出された要望事項については、担当課が現地の確認等を行い、市全体や地域内での緊急性、重要性及び公益性等を考慮し、市の実施計画や予算編成に反映するものとする。また、その内容を各委員会へ回答するものとする。

4 前項に規定する要望事項に対する回答の時期は原則として、地域づくり要望書については担当課と関係機関協議終了後、地域づくり事業調書については予算成立後の期日において速やかに真田地域自治センター長が定めるものとする。

5 提出書類の様式その他地域づくり委員会の実施について必要な事項は、別に定める。